

## 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定申請について

### 【対象となる中小企業者】

- ・ 川崎市内に事業実態のある事業所があること。
  - ・ 次の①・②・③いずれかの要件を満たしていること。
- ① 国に指定された災害等（以下、「災害等」という。）が発生した後の最近1か月（※1）の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期（※2）に比して20%以上減少することが見込まれること。
  - ② 創業者等であって、災害等が発生する前に営業していた等により売上高を有していた者については、最近1か月（※1）の売上高が災害等が発生した月の直前の3か月間の月平均売上高に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が災害等が発生した月の直前の3か月間の売上高に比して20%以上減少することが見込まれること。
  - ③ 創業者等であって、災害等が発生する前に営業していなかった等により売上高を有していなかった者については、最近1か月（※1）の売上高が災害等が発生した直後の3か月間の月平均売上高に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が災害等が発生した直後の3か月間の売上高に比して20%以上減少することが見込まれること。

### 【申請様式】

|     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| 4-① | 創業者以外の中小企業者                          |
| 4-② | 創業者等に該当し、災害発生前に売上高等を計上している期間がある中小企業者 |
| 4-③ | 創業者等に該当し、災害発生前に売上高等を計上している期間がない中小企業者 |

※1 「最近1か月」とは、申請月の前月か前々月となります。

（例：4月申請の場合、「3月」または「2月」）

なお、事業の性質上等、やむを得ない事情により、前々月も未集計の場合には、前々月の前の月も可とします。（例：4月申請の場合、「1月」も可）

※2 天災その他やむを得ない事情により前々年等との比較を行う場合は、月別残高試算表等により前年と比較できないことを証明する客観的根拠が必要です。

### 【申請書類】

「提出書類チェックシート」に記載されている書類を提出してください。

控えが必要な場合は、御自身で写しを取ってから御申請ください。

また、認定後、虚偽の申請等により、認定要件が満たされていないことが発覚した場合は、認定を取り消す場合がありますので、御注意ください。

### <申請の際の注意点>

- ・ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・ 認定書の有効期間はありますが、認定日から30日以内に金融機関又は信用保証協会へお申し込みください。
- ・ 申請の際に、申請者様の業種や売上高等について、ヒアリング等で確認させていただきます。
- ・ 受付時間は平日の8時30分～12時、13時～17時までとなります。審査・認定には時間がかかりますので、受付終了時間の30分前にはお越しくください。

【認定窓口】お近くの窓口へお越してください。

◆川崎市経済労働局 金融課 電話：044-544-1846

川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5階（JR川崎駅・京急川崎駅下車）

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話：044-812-1112

川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3階（JR武蔵溝ノ口駅・東急溝の口駅下車）